

広島地方最低賃金審議会

令和2年度第3回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、  
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年10月30日(金)8時59分～10時15分		
開始場所	広島合同庁舎1館附属棟2階 大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 広島県はん用機械器具製造業等最低賃金の改正決定について 2 その他		
<b>議 事 要 旨</b>			
1 広島県はん用機械器具等製造業最低賃金の改正決定について 事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長から労働者側委員および使用者側委員に、最低賃金の改正について意見表明が求められた。 その後、公益委員が労使各側と個別に協議を重ねたが合意に至らなかったことから、公益委員より、現行の特定最低賃金額 934 円を 1 円引き上げて 935 円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致で公益案どおり結審となった。 発効日は 12 月 31 日とすること及び 10 月 30 日に開催予定の第 532 回本審で部会長報告を行うことが了承された。			
2 その他 今後の審議会の開催予定 第 532 回本審 10 月 30 日(金)午後 1 時 00 分～ (異議申出があった場合) 第 533 回本審 11 月 17 日(火)午前中			